



としま町連だより

No.138 6年5月号
発行 豊島区町会連合会
電話4566-2315

豊島区町会連合会は、行政と地域社会を支える組織として、お互いの信頼関係のもとパートナーとして、活動していきます。

■定期総会・懇親会■

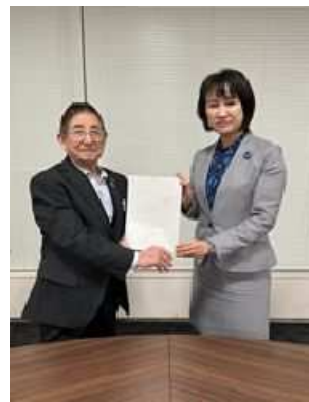
令和6年第66回定期総会・懇親会を開催します。ご参加をお願いします。

案内状は既にお送りしています。

- ◎ 定期総会・・・6月4日（火）午後5時 ホテルメトロポリタン
- ◎ 懇親会・・・・・・ 〃 午後6時 〃 (会費：10,000円)

■正副会長会・区政連絡会委員長会 報告■

- ◎ 日時：4月3日（水）午前10時30分
- ◎ 場所：区役所本庁舎9階 第一委員会室
- ◎ 案件：令和6年度区に対する要望について（回答）
別記記載のとおり



■正副会長会（定例会） 報告■

- ◎ 日時：4月19日（金）午前10時30分
- ◎ 場所：町連事務室
- ◎ 案件：令和6年第66回定期総会・懇親会について
 - ・総会資料、役割分担、会費等の確認令和6年度区に対する要望について（回答）
青少年問題協議会委員等の推薦について
 - ・保健福祉審議会委員、社会福祉協議会評議員の推薦東京都町会連合会定期総会・表彰式の開催について
能登半島地震被災地への義援金について

■役員会 報告■

- ◎ 日時：4月25日（木）午前10時30分
- ◎ 場所：区役所本庁舎8階 レクチャールーム
- ◎ 案件：令和6年第66回定期総会・懇親会について
令和6年度区に対する要望について（回答）
能登半島地震被災地への義援金について

■能登半島地震被災地への義援金について（お願い）■

豊島区町会連合会として、能登半島地震被災地へ義援金を贈ることとしました。

平成28年の熊本地震の際と同様に、各町会より1万円の義援金を任意で募り、町連としてまとめてお渡しすることといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

6月期の区政連絡会の際に集金させていただきます。

（裏面へつづく）

令和6年度区に対する要望について（回答）

1. パソコンの貸与等について

令和3年度から区政連絡会をオンライン化でも対応できるようになってきています。対面が原則であるが緊急時等には欠かせないツールの一つであると思っています。

これまでも課題になっているのが町会長（区政連絡会委員）のオンライン環境であります。既にパソコン等をお持ちで日頃から使いこなしている方は少数と思われます。

オンライン化にあたって、まずパソコン等に慣れてもらうことが必要かと思われますので、必要に応じて区で貸与するなどの検討をお願いします。

【回答】パソコン等をお持ちでない、あるいは、操作が苦手な町会長の皆さんについては、区民ひろばと連携し、ひろば保有のタブレット等の機材やひろばカフェなどを積極的に活用いただくことで区政連絡会のオンライン開催の普及に取り組みます。

また、令和5年度には町会活動のデジタル化について、他区の状況を調査しましたので、今後、これを検証し、デジタル環境の整備や情報発信の強化について、より有効な手法を検討します。

（区民活動推進課）

（地域区民ひろば課）

2. 救援センターの防災訓練について

ここ数年、救援センターにおける訓練が2年に1回のペースになっています。

訓練は数多くすれば良いとは思いませんが、特に町会長や役員の方々の防災意識を継続させるには、最低でも年1回の訓練が必要であると考えます。

加えて、救援センターマニュアルの更新にも役立つものと思っています。ぜひ、実行するよう要望します。

【回答】救援センター開設・運営訓練は町会をはじめとした周辺地域の住民等を対象とした訓練であるため、

- ① 訓練が実施できる期間が限定的（年末年始、大型連休など慣例的な休日や熱中症などが心配される7月下旬から9月期などを訓練期間から除外している。）
- ② 当該期間内に他の行事・訓練・イベント時期もあるため、対応できる職員が限定的
- ③ 資器材搬送用のトラックが1台しかないため、同時に2か所以上での実施はできない。

また、同じ日に午前・午後の2回実施することを仮定した場合、午後の開催は準備の必要から早くとも午後2時からとせざるを得ず、午前実施の会場と午後実施の会場とで不公平感が生じる可能性がある。

などを勘案すると、全救援センターの訓練を1年間で実施することは困難な状況です。

なお、当課主催の訓練によらなくとも、町会が実施する地域訓練において避難所運営に関する内容を行うことは可能です。その際、資器材提供や技術的支援は行います。各町会でご希望がございましたら当課へご依頼いただければと存じます。

（防災危機管理課）

3. 防災士の資格取得について

令和4年度より防災士の資格取得に係る研修費用の助成を開始したと伺いました。10名に補助し、防災訓練の指導等に活用していくとのことでありました。

他区では、救援センターのセンター長になる者には、防災士の資格が必須であり、それを取得させるための助成事業としているところもあるようです。

救援センターは地域防災組織（町会）が中心となって運営していくことになりますので、課題はあると思われますが、本区としてはこのような考え方があるのかお聞かせください。

【回答】本区の助成により防災士となった方々には、平時には救援センター開設・運営訓練への参加などを、また、発災時には地域防災組織（町会）の皆さま方とともに豊島区内救援センターの開設及び運営等の支援や救援センター運営の中心的役割を果たしていただくことなどを考えております。

現在、まずは、各救援センターに1人ずつ、35人を育成しようと考えております。

（防災危機管理課）

4. 消火器・掲示板の更新について

周辺区では、街頭消火器や掲示板が最新のものになってきています。より重要性が高まり更新されてきているものと思われます。それに比べると本区の街頭消火器や掲示板は見劣りがします。

特に町会掲示板の助成については、ここ数年毎年各町会1基とされているため、思うような要望に応えられていません。更なる検討をお願いします。

【回答】本区におきましては、令和5年3月末現在、2,703本の街頭消火器を設置しております。毎年消火器の撤去依頼が設置依頼を上回るため管理本数を減らしている状況ですが、委託業者が外箱の状態はもちろんのこと、消火器本体の点検も行っております。また、薬剤についても定期的に入れ替えを行っており、常に使用できる状態を保っております。

古さを感じる消火器保管箱もあるかと思いますが、毎年事業者が点検の結果、「保管」の機能に問題が無いという判断で交換をしていないものになります。今後とも引き続き有事の使用のために適切な管理を心掛けてまいります。

また、町会掲示板の設置等の助成については、原則、各町会1基としておりますが、自然災害や事故による倒壊など緊急性を要する改築・修繕等には柔軟に対応してきたところです。

しかし、町会長の皆さまからは掲示板の老朽化等により、更なる助成を求める声を多くいただいているため、令和6年度予算では拡充提案し、100万円の増額が決定いたしました。今後は、2基目以降についても老朽化が著しいなど改築・修繕等が必要な場合は、優先的に対応するなど多くの町会に有効活用いただけるよう、取り組んでまいります。

（防災危機管理課）

（区民活動推進課）

5. ごみの出し方マナーの徹底について

地域差もあると思われますが、特に外国人など不慣れなこともあってか、ゴミの出し方についてマナーに欠けている人も見受けられます。

外国版のお知らせやごみ集積所でのQRコードの設置、加えてごみの分別アプリの配信など様々な工夫をされていることは承知していますが、その存在を知らせる手立てが不足しているように感じています。

ごみの後始末は、町会が中心になってやらざるを得ませんので、ごみの出し方のマナーに欠けている人たちに対して、更なる周知徹底をお願いします。

【回答】外国人の方に対するごみの出し方の更なる周知徹底につきましては、これまで取り組んできました様々な方法に加えまして、豊島区への転入者に確実に情報を届けるため、転入手続き時に「豊島区のご

み・資源の分け方・出し方」の冊子を手渡しする取り組みを令和5年10月から実施しております。これらの取り組みを今後も継続してまいります。

さらに、多文化共生事業「外国人支援体制の強化」における「生活オリエンテーション動画」を通じて、効果的なPRに努めてまいります。

(ごみ減量推進課)

6. 街頭防犯カメラ設置にかかる電気料金の補助について

近年、防犯カメラの解析による検挙率が高まっています。また、防犯カメラは事件の解決だけでなく、犯罪を抑止する効果もあります。安心・安全な生活を守るために町会の防犯カメラ設置数を増加したいところではありますが、維持費が高みます。

カメラに係る電気料金も補助の対象にしていきたいので、更なる検討をお願いします。

【回答】豊島区では、町会や商店会等の地域団体が行う街頭防犯カメラの設置に対して、補助金を交付しております。

令和5年度には、本予算を約2500万円増額しており、犯罪抑止に更に力を入れているところです。また、保守点検費や修繕費、電柱使用料や移設費についても補助金を交付しており、地域団体の負担軽減を図っています。

現時点、電気料金の補助は行っていないですが、多額の予算も必要となることですので、区全体の予算編成の中で、他区の動向も十分考慮しながら、引き続き検討してまいります。

(治安対策担当課)

7. 町会活動拠点の確保について

町会事務所として拠点となる場所がない町会があります。町会役員が何時でも責任を持って使用することのできる拠点となる固定的な事務室が必要です。そのようなスペースが確保できれば、青年部、婦人部、敬老部とのより一層の町会活動の活性化が図られ、町内のコミュニケーション活動が活発化できます。また、パソコン、コピー機といった事務用具を固定して管理することが出来、効率的な町会運営ができます。

是非、空地・空家等の活用なども視野に入れていただき、町会活動拠点となる場所を検討いただきますようお願いいたします。

【回答】活動拠点として、区が町会事務室の提供をすることは、土地の確保や取得及び維持に係る経費などの問題で困難です。

空き家の活用については、「地域貢献型空き家利活用事業」により、空き家を地域貢献のための施設として活用したいオーナーと、空き家を活用して地域貢献事業を行いたい団体のマッチングを行っており、成立した場合には空き家の改修費の一部を助成しております。町会活動拠点としての活用は、この事業の対象となる余地はありますが、事業の前提として空き家オーナーと町会様の間で賃貸借契約を結んでいただく必要があるため、月々の賃料や改修費の一部等の費用負担が発生いたします。

なお、印刷については、区民活動推進課・東西区民事務所に町会用として印刷機を設置してありますので、これを活用していただきますようお願いいたします。

(区民活動推進課)

(住宅課)

令和 6 年 5 月

各町会長様

豊島区町会連合会
会 長 片 桐 昌 英

能登半島地震被災地への義援金について

時下、各町会の皆さまにおかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年 1 月 1 日に発生した「令和 6 年能登半島地震」により多くの尊い命が失われ、住家等にも甚大な被害が発生いたしました。

つきましては、平成 2 8 年の熊本地震の際と同様に、各町会より義援金を募り、豊島区町会連合会としてまとめてお渡しすることといたしましたので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、既に対応済み等の町会もあるかと存じますので、ご協力は任意とさせていただきます。

記

- 1 義援金 各町会一万円
- 2 集 金 6 月期区政連絡会時

【問い合わせ先】

豊島区町会連合会事務局 星野
電話 0 3 - 4 5 6 6 - 2 3 1 5